

平成 24 年 12 月 15 日

「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」指針（案）について

公益社団法人 日本産科婦人科学会 理事長
小西 郁生

1. 本会は、国民が大きな関心を寄せている「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」について、本会倫理委員会内に検討委員会を設置し、日本小児科学会、日本人類遺伝学会、法学・倫理の専門家も委員として加わり、有識者からの意見聴取を行いながら、慎重に検討を加えてまいりました。また、公開シンポジウムを開催し、広く一般からのご意見もいただきました。
2. 本会は、上記検討委員会からの答申に基づき、ここに「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」指針（案）を提示いたします。本指針（案）につきましては、本日より約 1 か月間、国民のみなさまから広くご意見（パブリックコメント）をいただいた上で確定いたします。
3. 本検査はいまだ国内で承認されておらず、またわが国独自のデータは存在しないため、その実施は一般臨床の中で行われるべきでなく、本指針確定後から、認定・登録された施設において、臨床研究として、慎重に開始されるべきであります。
4. 本検査を実施する施設の認定・登録については、本指針（案）で示されているように、第三者の機構で行うこととし、これは本会をはじめ、関連学会および関連団体で構成したいと考えています。
5. 本検査の実施にあたっては、遺伝カウンセリング体制の整備が必須であります。本会は、関連学会と協力しながら、わが国における遺伝カウンセリング体制の普及と充実に一層の努力を行ってまいります。
6. なお、本指針の実施・運用につきましては、日本医師会、日本医学会、および厚生労働省と緊密に連携しながら行ってまいりたいと存じます。